

所役場
行町役員
岡垣町長
口静江

印刷所
有限公司 大和印刷所
電話 東郷 27 番

海老津、故魚住フミ氏（八五才）昭和三九年一二月八日死亡

魚住翠氏より寄附

吉木、田口タツミ氏
(四九才)

昭和四〇年一月二七日死亡
田口岩助氏より寄附

文化財顕彰会へ 香典返しを寄附

社会福祉協議会へ 香典返しとして寄附

東海老津、故木原駒太郎氏（五
六才）昭和三九年一二月二日死
亡
吉木故早川藤九郎氏（八十
才）二月五日死亡
木原福夫氏より寄附
妻早川ユタカ氏より寄附

明るい選挙ボスター

作品募集について

私達の生活を豊かで楽しいものとするには、政治を立派なものにしなければなりません。

立派な政治の実現には、明るく正しい選挙が必要です。そこで岡垣町内一般より明るい選挙のポスターを書いてもらい、明るい清い選挙実現の一助とするもので。

色と大きさ

原則として四色以内、大きい
は自由。

その他
作品の裏面右下に住所氏名を必ず記入のこと、作品は自由に利用させて戴きます。

審査
岡垣町公明選挙推進協議会
三月下旬

賞品
一等一名 二等二名
三等三名 その他佳作若干
に賞品を贈ります。

応募資格
岡垣町内に住居を有する者で
一人一点自作のこと
締切日と提出先
三月二十日（土曜日）まで選
明るい選挙を表現するもの

議案第四号
岡垣町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
原案どおり可決
この条例は人事委員会勧告により給与改定を行なった。

議案第五号
岡垣町特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例
反対賛成多数で可決
この条例は人事委員会勧告により給与改定を行なった。

議案第六号
教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
反対賛成多数で可決
この条例は人事委員会勧告により給与改定を行なった。

議案第七号
岡垣町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
反対賛成多数で可決
この条例は人事委員会勧告により給与改定を行なった。

議案第八号
昭和三十九年度岡垣町の一般会計補正予算（第二号）
賛成多数で可決（別掲）

議案第九号
昭和三十九年度岡垣町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
賛成多数で可決（別掲）

議案第十号
昭和三十九年度岡垣町特別会計簡易水道補正予算案（第二号）
賛成多数で可決（別掲）

議案第十一号
賛成多数で可決（別掲）

議案第十二号
賛成多数で可決（別掲）

議案第十三号
賛成多数で可決（別掲）

議案第十四号
賛成多数で可決（別掲）

議案第十五号
賛成多数で可決（別掲）

議案第十六号
賛成多数で可決（別掲）

議案第十七号
賛成多数で可決（別掲）

議案第十八号
賛成多数で可決（別掲）

議案第十九号
賛成多数で可決（別掲）

議案第二十号
賛成多数で可決（別掲）

議案第二十一号
賛成多数で可決（別掲）

議案第二十二号
賛成多数で可決（別掲）

昭和四十年第一回岡垣町議会
は一月十三日九時四十分岡垣町議会議事堂に招集され次の議案を可決した。
議案第一号
国有防風保安林解除及借地申請について
全員一致で可決
この議案は手野部落より海岸に出る道路で現在新設中の海岸線産業道路に結ぶため手野国有防風保安林内延長一〇四米を解除及び借地申請のため議会の同に招集し次の議案を可決した。
議案第三号
吉木小学校防音工事請負契約について
可 決
契約の相手方次のとおり
議案第四号
建築工事
鋼製建具工事
電気工事
換気工事
水工事
計
一七・三九・〇〇〇
二・九三・〇〇〇
八三・九〇〇
一・〇四四・〇〦〦
三・三七・九〇〇
福岡市石城町三丁目案浦組株式会社
福岡市橋口町東京カーテンオール株式会社
福岡市大宮西部電設株式会社
福岡市住吉日研設備工業株式会社
六〇）昭和三九年一二月二日死
六才）昭和三九年一二月二日死
易水道を拡張するため議会の議決を求めた。
第二回岡垣町議会臨時議会を一月二十七日九時四十分議事堂に招集し次の議案を可決した。
議案第三号
吉木小学校防音工事請負契約について
可 決
契約の相手方次のとおり
議案第四号
建築工事
鋼製建具工事
電気工事
換気工事
水工事
計
一七・三九・〇　〇
二・九三・〇　　
八三・九　　
一・〇四四・〇　　
三・三七・九　　
福岡市石城町三丁目案浦組株式会社
福岡市橋口町東京カーテンオール株式会社
福岡市大宮西部電設株式会社
福岡市住吉日研設備工業株式会社
六〇）昭和三九年一二月二日死
六才）昭和三九年一二月二日死
易水道を拡張するため議会の議決を求めた。
第二回岡垣町議会臨時議会を一月二十七日九時四十分議事堂に招集し次の議案を可決した。
議案第三号
吉木小学校防音工事請負契約について
可 決
契約の相手方次のとおり

所得税、事業税、住民税の申告納税期 共同申告相談日の利用を

①申告期限

イ、 所得税 3月15日
事業税 3月20日

(注)期限内に申告をすまされないときは、各種控除の特典が認められないばかりでなく、無申告加算税等の追徴を受けます。

②共同申告相談 1、日時 3月3日、4日、5日、6日

2、場所 岡垣町役場 每日午前10時～午後4時まで

(注)イ、申告の際はお手許に届けてある申告用紙をぜひ御持参下さい。
ロ、次回の諸控除を受けようとされる方は、申告用紙の該当欄に記入の上領収書その他の証明できるものをお預け下さい。

医療費控除 社会保険料（国民健康保険税）等
生命保険料（国民年金保険料）農協生命共済を含む
扶養親族

ハ、事業税、住民税に限り、1記4日間に申告できません。
かたの方のため、特に3月19日に受付課

行政管理庁からのお知らせ

隣りの果樹園から

予告なしに農薬

白井さんの家の隣りは果樹園で、梨の木が一面に植えられておりました。しかし、ここに果樹園があるおかげで、白井さんは大きな悩みがありました。それは、消毒の時期になると、持主は白井さんの家には何の予告もしないで突然消毒をはじめることでした。うつかりして鶴をころしてしまったり、洗濯物をとり込みそなつたり、それを

消毒が始まると、部屋の戸を開めるので、外へも出られない始末でした。困った白井さんは町役場に再三再四取締っていたいと願いましたが、一向に改められません。そこで、最寄りの行政相談委員を尋ねて、農薬使用上の注意を守らせるようあつせんしていただきたいと申し出ました。

X X X X X

申し出をうけた行政相談委員は、直ちにその旨を行政監察局に報

告しました。行政監察局は、最近の果樹園は「毒物、および劇物取締法」に反したルーズな農業改良課に一般果樹園の関係者に注意するよう連絡しました。その結果、県は、病害虫防除所長に実情調査と農薬撒布の指導を強化するよう指示しましたので、事態は改善されることになりました。

X X X X X

もし、この話のように、役所の仕事に關係のあることについてなにか疑問や、不満などおもつの方は、遠慮なく、九州管区行政監察局か、行政相談委員にお申し出ください。

X X X X X

当地の行政相談委員は、山田九三六にお住まいの内本法麟さんですから、このようなことがありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

X X X X X

造林の時期になりましたが皆さん方地等その他植付の準備をされておることと存じます。毎年のことですがこゝに造林について簡単に記載致しますので今一度お読み下さい。

1、仮植

1 仮植場所

過湿地及び重粘度の畑は避け、排水の良い砂壌土の畑がよい。他に場所がなく止むを得ず湿気の多い所、停くすること。

(1) 束のまま又は厚く重なるように仮植しないこと。
(2) 深い溝を掘り、列並びに苗木を並べ充分に根と土が接するよう堅く踏みつけておく。
(3) 長期の仮植の場合は苗木

2、植付

1 地拵地の枝条、地被物を七〇粂四方にかきのける。

この場合、横よりも縦の方を広くのけ気味にする。

2 表層の肥料を片側にかき寄せ一山をつくる。

3 植穴の地面に鉢をまんべんなく打込んで土を軟かくする。傾斜地では困難である。

4 中央に直径三〇粂、深さ二五粂角の穴を堀る。

5 穴の底に先に取り除いていた黒い土(腐殖土)を入れ

山林苗木植栽要領

をたて、根を曲げないようにする。倒して仮植えた場合、根の鳥足、芯曲がりを防ぐため。

(4) 水仮植は、短期間のみの場合に限って行うが、でかけるだけさけること。

1 苗木袋は必ず持つて行くこと。(ビニールの肥料袋等) 2 乾燥した苗木は吸水させて苗木袋に入れて行くこと。

3 林地に小運搬した苗木は放置しないで直ちに仮植しておくこと。

4 急傾斜地はその傾斜の度合に応じて、斜面に倒して植えること。

5 苗木致着後、不良苗があつたときは役場の係に連絡して、仮植しておくこと。

6 植付前には選苗し、

今年も園垣保育園より多数の園児が新一年生として、元気に卒園していきます。

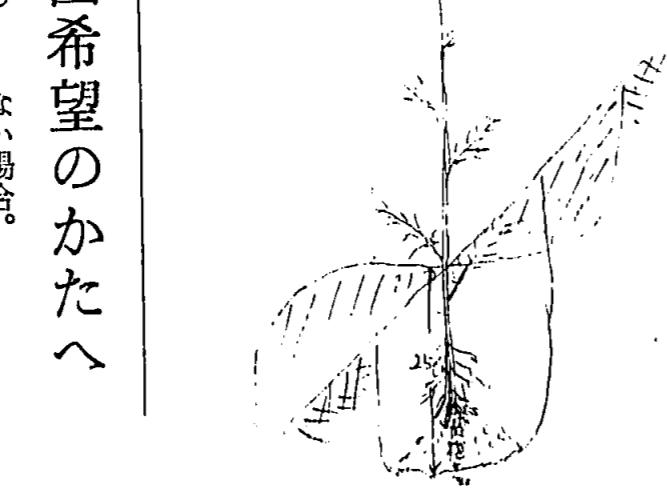
現在

1、母親が昼間家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童を保育できない場合。

2、母親が出産の前後であつたり、病氣であつたり、又は不在のため、その児童の保育ができない場合。

3、その他の理由でどうしても

日中、その児童の保育ができる



ない場合。

役場東部支所にあります等のため困っている家庭は、役場民生課で入園手続して下さい。

(申請書は役場民生課又は

今年四月より入園希望の方は準備等がありますので、三月五日までに必ず家庭の事情のわかる方がおいで下さい。

尚、申請書の添付書類として源泉徴収票が必要ですので、会社等へ務めている方は、それもあわせて提出して下さい。

保育園に入園希望のかたへ

れ、穴の底を中高くする。

6 苗木を入れ、根を四方にしかも根の先が下向きになるよう伸し、苗木を上下にゆさぶってやりながら三ヶ種位引上げ、良く踏みつけながら残りの黒い土を投入し、更に上部を搔き落し又踏みつけること。

7 最後に落枝条落葉等を出来るだけ多く苗木の周囲にかけてやること。

8 山あげ数量は毎日計算して物取締法」に反したルーズな農業改良課に一般果樹園の関係者に注意するよう連絡しました。

9 強風後は必ず巡回をするところ。

10 火入後の植付は降雨量を確認して植付けを始めること。

11 植付完了したならば必ず見廻り植残りの地域のないよう留意することは勿論不良苗のあるときは手直しをしておくこと。

12 火入後の植付は降雨量を確認して植付けを始めること。

13 植付完了したならば必ず見廻り植残りの地域のないよう留意することは勿論不良苗のあるときは手直しをしておくこと。

14 植付完了したならば必ず見廻り植残りの地域のないよう留意することは勿論不良苗のあるときは手直しをしておくこと。

四、造林のひけつ

1 苗木の配布を受けたら仮植を完全に行うこと。

2 乾燥させないこと。

3 植付ける時はひまがかかる前に述べたように処理して丁寧に植えること。

4 急傾斜地はその傾斜の度合に応じて、斜面に倒して植えること。

5 苗木致着後、不良苗があつたときは役場の係に連絡して、仮植ておくこと。

6 乾燥するか乾燥に気をつけること。

7 ビニールは葉の表裏に注意して植えること。

8 山あげ数量は毎日計算して本数に過不足を生じないようすること。

9 強風後は必ず巡回すること。

10 火入後の植付は降雨量を確認して植付けを始めること。

11 植付完了したならば必ず見廻り植残りの地域のないよう留意することは勿論不良苗のあるときは手直しをしておくこと。

12 火入後の植付は降雨量を確認して植付けを始めること。

13 植付完了したならば必ず見廻り植残りの地域のないよう留意することは勿論不良苗のあるときは手直しをしておくこと。

14 植付完了したならば必ず見廻り植残りの地域のないよう留意することは勿論不良苗のあるときは手直しをしておくこと。

農地等を贈与した場合の贈与税の納期限の延長制度について

先般の租税特別措置法の一部改正により、農地等を生前に贈与した場合に、一定の条件に該当するときは、贈与税の納期限延長が認められることになります。この納期限の延長特例及び、その農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例の概要は次の通りです。

1 引き続き三年以上農業を經營する個人が、昭和三十九年一月一日から昭和四十三年十二月三十日までの間に、その推定相続人で一定の資格のある者（うち、一人にその農業經營の用に供している農地の全部と採草放牧地の $\frac{2}{3}$ 以上の面積を贈与した場合には、その贈与について課せられる贈与税額の納期限は、その贈与者の死亡に係る相続税の納付期限（贈与者の死亡前に受贈者が贈与農地等を譲渡した場合は贈与者死後一定の日）まで延長されます。なおこの特例は農地等に係る部分の贈与税額に限られその外の部分には該当しません。

2 農地等の贈与者が死亡した場合には、延長されていた贈与税の納期限が確定しますのでその贈与税額を納付することになり、又相続税についてはその贈与農地等を相続財産に

含めて（相続の時の価格）計算する事になります。
したがって、この特例の適用を受けますと農地等の贈与者があるにもかかわらず、贈与税は納付しないで、贈与者死亡による相続が行なわれた場合と同様の税負担で済む事になります。

3 この特例の適用を受けて贈与税の納期限の延長が認められている場合に次に掲げるような場合には、その納期限が確定し贈与税を納めなければならぬ事になります。

イ、受贈者が贈与農地等を譲り渡し贈与、転用した場合。
ロ、受贈者が農業經營を廃止した場合。

談していませんが、全面的な御世話を願います。

× ×

次に大凡のプログラムを掲載

しますが、多人数で短時間に練習を要せず、楽しめるゲームがあつたら、公民館まで教えて下さい。

順位	種	目	参加者	備考
1	国旗掲揚、会長挨拶	一般対一般	員員男女年少才令一般	
2	国体操	対抗リレー(予)	一区一校と150以上男女	
3	学生各ラソン	400米競走	全全男青婦青男65年一般	
④	5000米マラソン	玉入れ	抗	
5	親子100米、き	引	抗	
⑥	親玉運び	リレー	抗	
7	各踊	五輪音頭外	抗	
8	(東京)	食	抗	
9	10	昼	抗	
11	人工衛生回収	砲丸投	対抗団体一般	
12	3人2脚	高跳、ツク	対抗	
⑬	走り幅跳、リボンと	走り高跳、ツク	対抗	
14	走り足	リレー(2曲)	対抗	
15	幼児風船	リレー	対抗	
⑩	青年1500米	各・ダンス	対抗	
17	小中学生	クク競走	対抗	
18	オーバー	リレー	対抗	
19	ア	行下、閉会	対抗	
20	各級	旗降	対抗	
21	国	行	対抗	
22		会	対抗	
			各区1名宛	
			青婦4青女一般	
			各區1名宛	

○印は記録をとる。

うし（虫歯）について (1)

岡垣中学校 松井トモ枝

文部省は全国小、中、高校生の健康状態を調べた結果を発表したが、体位がめざましく向上したが、寄生虫、トラホーム等は年々減少している反面、近視や、うし（虫歯）が激増している事も明らかにした。うしは人命にかかる病気でなく、日常生活にもあまり支障をきたさない為に放任しがちである。その予防についても、関心が薄く、本校に於いても年々増加の傾向にあるので、昭和三十三年以来、うし半減運動を展開し、その予防にも朝、晩の歯磨き実施と歯の検診も年二回に増して、うしの早期発見、早期治療に努力した為、その成績は年々上がり加している。之は学校に於ける予防だけでは絶対に成績は上がるものでなく、家庭においても十分に認識を高め、その指導に全

力を持つ事が大切と思われる。そこで第一に「歯質の強化」について考えられる事は、妊娠初期につわりがひどく十分栄養をとらなかった場合、子供の乳歯に発育不全がはつきりあらわれる。この発育不全は生後いかに栄養をとっても、絶対にとりかえしが出来ないので、妊娠三ヶ月頃よりの歯の石灰化時期を中心とした時期にカルシユームを、彼岸の中日を期して挙行することに決定した。

成田山で追善特別相撲

県代表として、全国青年大会

に二度も相撲チームを送った岡垣町体協相撲部は、その育ての親であり、二所ノ関部屋より「九州頭取」の称号をもらわれた故岩崎文明氏及び、昭和二十三年来相撲部委員として、世話頂いた波津の故中村軍太郎氏、野間の故白石常夫氏の追善特別相撲を、彼岸の中日を期して挙行することに決定した。

当日は内浦農協前から、無料バスが出るし、郡内各町、宗像製鐵、西鉄等からも力士が来る所以、大勢成田参拝を兼ね、相撲見に来て下さい。

当日起業は内浦農協前から、無料

われわれの生活を明るく、健 康なものにし、住みよい社会を 建設するための基礎として、ス ポーツは大きな役割を果す点に 鑑み、町民体育祭をやろうとい う議が、婦人会、体育委員、体 協等からもり上り、その予算も 町議会の承認をうけ、いよいよ 三月二十八日舉行の運びになり ました。

岡垣町では始めての催しでは ありますが、町民あげての祭り

町民体育祭

予告

（記）

一時 三月二八日

（日曜）

当日雨天の時は四月二五日

に延期

二所岡垣中学校々庭

主管 岡垣町教育委員会

岡垣町体育協会

区長会、婦人会、商工会、青年団

（記）

二時 三月二一日

（日曜祭日）

三所岡垣町内浦成田

山前庭

（記）

三所岡垣町内浦成田

前庭

（記）

岡垣町では始めての催しでは ありますが、町民あげての祭り